

税 得 税 所 市 県 民

申告をお忘れなく

二月十六日(三月十五日)

今年も所得税の確定申告と市・県民税の申告の時期がきました。昨年一年間のあなたの所得の状況を申告していただき、それを基に所得税と市・県民税を納めていただくことになりました。所得税、市・県民税の申告受け付けは、二月十六日から三月十五日まで、所得税は税務署、市・県民税は市役所や地区事務所、連絡所、農協などで行います。申告はお早めにごと。

所得税

所得税の申告を確定申告といいますが、これは五十四年分の所得金額を申告し、額を計算するもので、三月十五日までに税務署へ申告と納税をしていただくことになり、確定申告をしなければならぬ。事業所得や不動産所得などがあるとき

①五十四年中の各種の所得金額の合計額から、扶養控除や生命保険控除などの所得控除を差し引き、その金額を計算し、算出した税額が配当控除除税額よりも多い人は、納税をしなければならない。②ただし、みなし法人課税を選択している人は、納税額が配当控除除税額よりも多い場合は、納税をしなければならない。③実所得の計算課税の適用を受ける人



給与の年収が1,000万円を超える人

市・県民税の申告は、所得税と同じように五十四年中の所得を申告するものですが、五十四年中の所得が五十五年度の市・県民税の算定基礎となる点で所得税とは異なる。

市・県民税

市・県民税の申告は、所得税と同じように五十四年中の所得を申告するものですが、五十四年中の所得が五十五年度の市・県民税の算定基礎となる点で所得税とは異なる。

国民年金

二月十六日から始める市・県民税、所得税の確定申告をされる場合は、国民年金保険料も社会保険料として所得控除の対象となりますので、お忘れのないように。

贈与税の申告も

五十四年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市役所へ給与と支払報告書が提出される人、税務署に所得税の確定申告をした人、五十四年中にもらった収入が、配偶者や他の納税義務者の扶養親族になつていない人

贈与税の申告も

市・県民税の申告書は、前年の申告状況により今年申告が必要かと思われ、お忘れのないように。申告書が届かなかった人は、電話などで市税課に連絡していただければ、申告の必要がないと思われ、提出していただくようお願いいたします。

贈与税の申告も

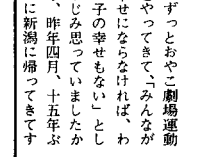
贈与税の申告と納税も三月十五日までです。贈与した財産の合計額が、六十万円以上の方にかかりましたら、昭和五十四年中にもらった財産を合計して六十万円を超えるときは申告をしなければなりません。しかし、結婚して十年以上たった夫婦間で、居住用の土地家屋やその取得資金の贈与があったときは、最高一千万円の配偶者控除が受けられます。

無料相談所も開設

税理士会では、小規模納税者を対象に、確定申告の無料相談を次のとおり開設します。

無料相談所も開設

時間 午前10時～午後4時 (新潟商工会議所会場) 二月十八日、二十一日、三月五日、八日、(東地区事務所会場) 二月二十一日、二十二日、(内野町商工会会場) 二月十九日、二十日



わたしと市政

ずっとおや「劇場運動」をやつてきて、「みんなが幸せにならなければわが子の幸せもない」としみじみ思つて、十五年ぶりに新潟に帰つてきて、

「私にもできることではないけれど」と、市報や新聞に注意して読み、五月の市報や盲人ガイドヘルパ、制ができることを知り、知人に目の不自由な人は、自分の目で自信がなかったのですが、思い切つて申しこんでみました。六月に研修会があり、ガイドの方法や心得等を教えていただきました。今、盲人ガイドヘルパーで学ぶ

盲人ガイドヘルパーで学ぶ

佐藤代々木(小金町)

がとでも大切ですから、できるだけ細々と話をできるようにしています。今、ガイドして二、三回でするひとは、私にとつ

申告受付会場	月 日	時間
市役所市民税課	2月16日から2月29日まで	午前8:30～午後5:00 (土曜日は正午まで)
2階ロビー	3月1日から3月15日まで	
東地区事務所	3月1日から3月15日まで	午前8:30～午後4:30 (土曜日は正午まで)
中地区事務所	3月1日から3月15日まで	
北地区事務所	2月25、26日 3月13、14、15日	午前9:30～午後4:00 (土曜日は正午まで)
西部地区事務所	2月27日 3月13、14、15日	
関 連連絡所	3月14日、15日	午前9:00～午後4:30 (土曜日は正午まで)
入 舟連絡所	3月13日から3月15日まで	
萬 川連絡所	2月22日 3月5日、6日	午前9:30～午後4:00
曾野木連絡所	2月22日	
中野小原連絡所	2月22日 3月6日	
大形連絡所	2月25日、26日	午前9:00～午後4:00
浜渡連絡所	2月26日、27日	
瀬川連絡所	2月28日	
赤塚(農協)	2月27日、28日、29日	午前9:30～午後4:00
中野小原(農協)	3月5日	
坂井輪(農協)	3月5日、6日、7日	
石山第一(農協)	2月29日、3月3日、4日	午前9:00～午後4:00
鳥屋野(農協)	3月3日、4日	
曾野木(農協)	3月3日、4日	午前9:30～午後4:00
大江山(農協)	3月7日、10日	

給与以外の所得が20万円を超える人



市・県民税の申告書は、前年の申告状況により今年申告が必要かと思われ、お忘れのないように。申告書が届かなかった人は、電話などで市税課に連絡していただければ、申告の必要がないと思われ、提出していただくようお願いいたします。

贈与税の申告も

贈与税の申告と納税も三月十五日までです。贈与した財産の合計額が、六十万円以上の方にかかりましたら、昭和五十四年中にもらった財産を合計して六十万円を超えるときは申告をしなければなりません。しかし、結婚して十年以上たった夫婦間で、居住用の土地家屋やその取得資金の贈与があったときは、最高一千万円の配偶者控除が受けられます。

無料相談所も開設

税理士会では、小規模納税者を対象に、確定申告の無料相談を次のとおり開設します。

無料相談所も開設

時間 午前10時～午後4時 (新潟商工会議所会場) 二月十八日、二十一日、三月五日、八日、(東地区事務所会場) 二月二十一日、二十二日、(内野町商工会会場) 二月十九日、二十日

保険料が所得税の控除対象に

保 険 料 区 分	控除額	
定額保険料を納めた人	1月～3月まで 月額2,730円 4月～12月まで 月額3,300円	37,890円
定額保険料と付加保険料を納めた人	1月～3月まで 月額3,130円 4月～12月まで 月額3,700円	42,690円

※納入証明書は、申告書に添付しなくてもよいことになっております。
※特別納付により過去の保険料を納めた方は、その額も控除の対象になります。ただし、この場合はその領収書の提示が必要になります。

なほ、昨年一月分からの方は左の表の金額となり、二月分まで、全期完納ります。

離乳食講習会
(西地区保健センター会場)
日時 2月12日午後1時～3時半
(東保健所会場)
日時 2月13日午後1時～3時半
持参品 いずれも母子手帳

幼児の食事講習会
日時 2月19日午前10時～正午
会場 東保健所
対象 1歳から5歳までの幼児をお持ちのお母さん
内容 幼児期に必要な栄養・おやつとの与え方、調理実習など(魚料理のいろいろ)
持参品 エプロン、三角布、母子手帳
申し込み 電話で東保健所へ

むし歯予防教室
日時 2月16日午後1時～4時
会場 西保健所
対象 5歳児とその保護者
内容 むし歯予防の講話・検診・個人指導
持参品 母子手帳、子供用ブラシ、コップ、タオル
申し込み 2月15日までに電話で西保健所
所属予防課(☎66-5171)へ

老人の出張健康相談
(市青年の家会場)
日時 2月12日午前10時～正午
午後1時～3時
(老人憩いの家「石山荘」会場)
日時 2月14日午前10時～正午
午後1時～3時

育児講習会
日時 2月15日午後1時～4時
会場 坂井輪地区保健センター
対象 54年11月と12月生まれの赤ちゃんをお持ちの坂井輪地区のお母さん
持参品 母子手帳、筆記用具
申し込み 電話で坂井輪地区保健センター(☎60-3255)へ。先着20人

貧血予防講習会
内容 ①日常生活について ②貧血予防の料理(実習) ③試食
持参品 三角布、エプロン
日程
月日 時 間 会 場
2-19 午後1時～3時半 平和台集会所
2-20 赤塚公会堂

成人病食事相談
日時 2月12、26日午前9時～11時
会場 西保健所
申し込み 電話で西保健所へ